

平成 27 年 9 月 16 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書 (1 5)

第 1 破産財団の現状等

1 破産財団の現状

平成 27 年 8 月 31 日時点の破産財団の預金残高は、19 億 5891 万 6587 円である。

2 収支の状況

前回報告（平成 27 年 3 月 11 日）以降、平成 27 年 8 月 31 日までの間の収支は、以下のとおりである。

- ・収入：4445 万 2894 円（営業貸付金の回収等）。
- ・支出：1 億 8775 万 8678 円（中間配当，根抵当権設定仮登記抹消費，破産管財業務費用等）。

3 負債（破産債権・財団債権）の状況

(1) 特別調査期日

第 14 回債権者集会において特別調査期日が実施され、新たに計 6 件，合計 894 万 2445 円の破産債権が確定した。

破産裁判所は、平成 27 年 7 月 14 日，本集会を特別調査期日に指定したことから，計 5 件（届出債権の合計金 1171 万 5653 円）の債権調査を行うこととした。

(2) 確定破産債権

確定破産債権総額は、3609 億 7457 万 4300 円である（平成 27 年 8 月 31 日時点）。

(3) 財団債権

S F C G が再生手続開始後に弁済を受けた誤入金は、顧客への返金を進めている。連絡先が明らかとならない債権者については供託する。

第 2 中間配当

1 中間配当の進捗状況

これまで、下表のとおり中間配当を実施している（平成 27 年 8 月 31 日時点）。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第 1 回	32,495 名	2%	7,220,906,653 円	27,612 名	7,158,319,972 円
第 2 回	32,422 名	3%	10,822,138,650 円	25,981 名	10,685,013,464 円
第 3 回	32,357 名	2%	7,199,438,704 円	24,220 名	7,083,299,779 円
第 4 回	32,305 名	0.8%	2,879,205,169 円	20,806 名	2,805,753,633 円

2 配当未了の状況

上記のとおり、4回の中間配当で合計277億3238万6848円の配当を実施してきたが、中間配当の回を重ねるにつれて、所在不明等の理由から配当できない債権者が増加し、配当未了の債権者は延べ11,499名、合計3億8930万2328円となっている。追跡調査等を行い可能な限り配当を実施しているが、なお相当数は供託せざるを得ない見込みである。

第3 ジャスティス債権回収を原告とする差止等請求訴訟

株式会社ジャスティス債権回収（以下「ジャスティス債権回収」という。）は、ケイマン諸島及びジャージ島の裁判所において係属中の破産者大島健伸を受益権者とする海外投資信託の調査に関する裁判手続に要する費用をSFCGの破産財団から支出することは違法であるとして、破産管財人及び瀬戸英雄を被告として、費用支出の差止め及び損害賠償等を求める訴訟を提起している。

平成27年3月5日、東京地方裁判所民事第17部は、破産管財人及び瀬戸英雄に対する請求をいずれも棄却する判決を言渡し、同判決に対しては控訴が提起されたが、東京高等裁判所民事第24部は、同年7月31日、ジャスティス債権回収の控訴には理由がないとしてこれを棄却する判決を言い渡した。

ジャスティス債権回収は、同年8月13日、控訴審判決を不服として、上告及び上告受理申立てをした。

第4 根抵当権設定仮登記・本登記の抹消

SFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記は、SFCGのデータから確認した約2万8000件を含め、これまでに約4万7000件の抹消を行ってきた。しかし、今年になっても月に平均25件の抹消の申し出があり、またそれ以外にも未抹消の仮登記の存在がなお判明しており、今後も順次、抹消を行う予定である。

また、根抵当権設定本登記は現在約280件が確認されている。登記の抹消には設定者の協力が必要であることから、設定者へ個別に連絡をして抹消手続を進めている。

第5 今後の進行について

最後配当と破産手続の終結に向けて必要な残務処理を進めている。

以上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCCG
破産管財人 瀬戸 英雄

財産目録

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
【流動資産】	300,336,124,621	38,071,493,653	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,896,349	
営業貸付金	242,049,842,107	14,497,985,389	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	76,630,952	
法務保証金	382,188,000	555,674,464	
未収入金	4,794,166,819	2,484,537,747	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,130,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等回収額および今後の回収見込額を加味して評価
【固定資産】	17,251,653,122	177,655,745	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,653,745	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296	
資産合計	317,587,777,743	38,249,149,398	

平成21年(フ)第7100号
 破産者 株式会社SFCG
 破産管財人 瀬戸 英雄

破産貸借対照表

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額又は 財団組成額	番号	科目	評価額＝ 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	360,972,570,900
2	買取手形	139,896,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	14,497,985,389	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	76,630,952			
5	法務保証金	555,674,464			
6	未収入金	2,484,537,747			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,130,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
	資産合計	38,249,149,398		負債合計	360,974,574,300 及び額未定

平成 21 年（フ）第 8200 号
平成 21 年（フ）第 8588 号
破 産 者 大 島 健 伸

平成 27 年 9 月 16 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（15）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

2 収支の状況

前回報告（平成 26 年 3 月 11 日）以降、訴訟対応費用として、1,080,540 円を支出している。

第 2 資産

1 海外資産の調査

海外資産については、引き続き、外国専門家等の協力を得ながら調査を進めているが、調査の主要な点の現状は以下のとおりである。

2 海外投資信託に関する手続

（1）ケイマン・シグマ訴訟の進行

TrustCorp 社（以下「TC社」という）が管理していた海外投資信託の受益権の帰属を巡る株式会社シグマ（以下「シグマ社」という）との訴訟において、本案審理における双方の主張を整理するための手続が進行している。

なお、破産管財人は、本件訴訟の対応と並行して、投資信託における信託財産の任意の引渡しによる早期解決を図るため、大島氏及び利害関係人との協議を進めているところである。

（2）ジャージ島における破産手続開始決定の承認手続の停止

破産管財人は、本件投資信託が平成 21 年 12 月期中に大幅に毀損したとされる

原因を解明し、また、破産財団に属するその他の資産がジャージ島に存在するか否かを調査するために、平成 24 年 10 月、ジャージ島の裁判所において、本件破産手続開始決定の承認を求める申立てを行っている。

この手続の進行はケイマン・シグマ訴訟の帰趨の影響を受け得ることから、本手続はケイマン・シグマ訴訟の結論が出るまで停止することが当事者間で合意されている。

第 3 負債

別紙「財産目録及び収支計算書」の「負債および支出の部」記載のとおりである。

破産債権については、現時点では配当の見込みが立っていないため、債権届出・債権調査ともに行われていない。

第 4 I O M A 関係訴訟

1 財団債権訴訟

I O M A のグループ会社である株式会社 I R E , 同 Q A M 及びシグマ社は、平成 26 年 4 月 17 日付けで、破産者の租税債務（総額 27 億 2650 万 9016 円）を代位弁済し、これによって財団債権を取得したと主張して、破産管財人を被告として、財団債権の支払を求める訴訟を提起した。

上記訴訟においては、株式会社 I R E が求めている財団債権の適格性（納期限の解釈、立替金が財団債権となるか否か）、及び支払者等が争点となっている。

本事件は、東京地方裁判所民事第 44 部に係属し、これまで 8 回の口頭弁論を経っており、次回期日は平成 27 年 9 月 24 日に指定されている。

2 優先的破産債権確認訴訟

シグマ社は、平成 26 年 8 月 6 日付け（破産管財人に送達されたのは、同年 9 月 17 日）で、破産管財人を被告として、破産者の債務（総額 50 億 1921 万 0568 円）を代位弁済し、これによって破産者に対する求償権を取得したと主張し、従前に破産者から弁済等を受けた 22 億 9239 万 5472 円を除く、前記 1 の租税債権以外の債権（12 億 0607 万 8255 円）について、優先的破産債権であることの確認訴訟を提起した。

上記訴訟においては、破産債権に関する訴訟提起の可否、確認の利益の有無、破産債権の具体的な内容等が争点となっている。

本事件は、東京地方裁判所民事第 44 部に係属しており、前記 1 の事件と同時並行的に審理されていたが、平成 27 年 8 月 20 日の期日をもって結審し、判決言渡期日が同年 11 月 12 日に指定されている。

以上

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日～平成27年9月16日

資産及び収入の部

(単位:円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,166,955	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	101,856	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル118円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company株)からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atilla Unit Trust	—	0	100%(前回までの計算書記載の割合は誤り)。但し、(株)シグマ(Q&Company株)を吸収合併した破産者の親族が経営する会社)が譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
	Diamond Trust	—	0	88%。但し、(株)シグマが譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	(株)ゾディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発(株) 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発(株) 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,015	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み。
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールドenspニューオータニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	その他	245,105	492,835	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	88,995	88,995	
	資産合計	66,699,025	109,125,214	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	86,686,195	129,112,384	

負債及び支出の部

番号	科目	負債・支出	備考
1	公租公課	129,700,100	平成21年度申告所得税 22,239,000円(本税) 平成21年度特別区民税・都民税 107,461,100円(延滞税含む) 担保物件売却による充当額相当分の求償権が別途存在する。
2	破産債権	額未定	
	管財事務費用	41,620,433	海外資産調査費用39,203,244円、記録謄写費用45,260円、桜ヶ丘カントリークラブ証券再発行手数料210,525円、訴訟意見書費用2,161,404円
	破産申立費用返還	20,069,040	振込手数料込み
	合計	61,689,473	

差引残高 金67,422,911円